

## 【入院期間180日を超える入院について】

同じ症状による通算のご入院が180日を超えますと、患者様の状況によっては健康保険からの入院基本料の15%が病院に支払われません。180日を超えた日からの入院が選定療養の対象となり、入院基本料の15%は選定療養費として患者様の負担となります。

当院ではご入院期間が180日を超えた日より、以下の金額が患者様の負担となります。

**急性期病院B一般入院料・・・1日につき 2,710円（税込）**

ただし、以下の状態にある患者様は選定療養の対象とはなりませんので、選定療養費の徴収はいたしません。

- ◎厚生労働大臣が定める難病に罹られている方
- ◎重傷者病室に入院されている方
- ◎重度の四肢不自由者・重度の意識障害者（日常生活自立度ランクB以上）
- ◎脊髄損傷等の重度障害者
- ◎人工呼吸器を使用されている方
- ◎人工透析を週2回以上実施されている方（日常生活自立度ランクB以上）

その他にも選定療養から除外される条件があります。  
詳しくは医事課入院会計までお尋ねください。

社会医療法人社団 光仁会  
総合守谷第一病院